

## 第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、温暖多湿な気候と変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々、清らかな河川、そしてそこに形成される多種多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）の生息に適した地域が数多く残されている。生息する鳥獣の種類も多く、特に紀中、紀南地方に分布密度が高いのが特徴である。しかし一方で、間伐等の手入れがなされていない人工林の増加等による生息環境の悪化が懸念されるという状況である。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

そこで、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、地域における生物多様性の確保及び県民の豊かな生活環境の形成に資するという鳥獣保護区指定の基本理念を踏まえ、第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画期間において、県土全体の6%を占める鳥獣保護区の指定等を行い、鳥獣の保護に大きく寄与してきた。

しかし一方で、近年、特定の鳥獣による農林水産業等への被害が深刻となっており、特定の鳥獣の生息数や生息地の範囲を適正なものに縮小する管理も重要となっている。

このことから、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに豊かな生活環境の形成という観点のもと、地元関係者（市町村、猟友会等）の意見を踏まえ策定した。

鳥獣保護区の指定等に関する手続きについては、関係者の理解と協力を得ながら、鳥獣の保護と管理の両方の観点から、十分な調整のうえ進めることとする。鳥獣保護区の指定期間は原則として10年とする。

なお、鳥獣保護区の指定は、地域の自然的、社会的状況に応じて必要と認められる場合には、適宜見直しを行う。

##### イ 指定区分ごとの方針

#### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、地域における生物多様性の確保に資すると考えられる地域について指定する。

#### (イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、地域における生物多様性の拠点確保に資すると考えられる地域について指定する。

しかし本県では、現時点において、大規模生息地の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。

#### (ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類の種類若しくは個体数の多い地域又はかつて多かった地域のうち、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定する。